

宮教学第1807号  
令和3年9月10日

宮古島市立小学校長 殿  
宮古島市立中学校長 殿

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子  
(公印省略)

### 緊急事態宣言下における「9月13日～9月30日」の期間中の部活動について（通知）

平素より、学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。さて、緊急事態宣言再延長を受け、各学校における部活動の再開については、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から慎重に判断する必要があります。

つきましては、9月13日（月）から9月30日（木）までの期間中の部活動については下記のとおり変更します。

尚、今後、状況に変化があった場合は、対応の変更等あらためて通知いたします。  
小学校におけるスポーツ少年団等（スポーツ活動、文化活動等）の活動においても本通知に準じて実施をお願いいたします。

#### 記

1 9月13日（月）から9月30日（木）の期間中の部活動は原則休止とする。但し、下記の場合はその限りではない。

- (1) 全国大会へ派遣が決定しているチーム及び個人の練習については、学校長の許可の下、大会2週間前から練習することができる。
- (2) 九州・全国大会の予選を兼ねる県大会（地区大会含む）及びコンクール等に限り、学校長の許可の下、大会2週間前から練習することができる。
- (3) 上記（1）（2）において練習が許可された場合、平日90分以内（早朝練習なし）、土日祝日は2時間以内、必要最小限の人数での練習とする。また、分散登校により登校しない学年等の部活動については行わないこと。（部活動のために、登校することがないようすること）さらに、学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は部活動に参加しないこと。

2 大会及びコンクール等に参加するチーム及び個人については、各団体の感染症対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。

3 9月13日（月）～9月30日（木）の期間は練習試合や合同練習、合宿等は行わないこと。

※ 屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。

※ 合同チームによる部活動も上記のとおりとする。

※ 地域のスポーツクラブ等に通う児童生徒については、所属する団体のガイドラインに則り感染症対策を行うこと。

#### 【本件に関する問い合わせ先】

（小学校・スポーツ少年団）

担当：宮古島市教育委員会生涯学習振興課 社会教育係 下地 ゆかり  
TEL 0980-72-3764 FAX 0980-73-1976

（中学校）

担当：宮古島市教育委員会学校教育課 指導主事 古堅 秀樹  
TEL 0980-72-9959 FAX 0980-73-1976